

6土第116号
令和6年5月28日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

「現場代理人の常駐に係る取扱いについて」の一部改正について（通知）

このたび、標記規定の一部を別添のとおり改正し、令和6年6月1日付けで適用しますので、お知らせします。

なお、県発注工事において、現場代理人の常駐義務違反が判明した事案が散見されますので、工事請負契約約款（以下、「約款」という。）の規定及び現場代理人の常駐に係る取扱いについて、改めて御確認をお願いします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

1 現場代理人が職務の執行を一時的に行うことができない場合の対応

休暇取得、技術研鑽のための講習等への出席、急病・事故・慶弔事等不測の事態により現場代理人が不在となる場合、工事再開には下記のいずれかの対応が必要です。

① 約款第10条第3項の規定により副現場代理人が代行

副現場代理人が現場代理人を代行することを監督員に通知（工事請負契約書様式第6号別紙2）のうえ、工事を再開する。

② 現場作業を休止し、現場代理人に代わり社長が常駐（①によりがたい場合）

現場の運営、取締りを行う体制が整った段階で発注者に連絡（電話、メール等で可）のうえ、工事を再開する。

③ 約款第64条の規定による協議（①・②によりがたい場合）

受注者から、現場代理人の一時的な不在状態での工事継続について発注者と協議する。（原則として工事打合簿による。緊急の場合は電話等で可）

2 様式等掲載場所

愛媛県庁ホームページ>入札>単価・様式等>工事請負契約書様式

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7459.html>

愛媛県土木部土木管理局土木管理課
契約・建設業グループ
TEL：089-912-2643（係直通）